

農地法関係申請に係る提出書類

★第4条・第5条届出（市街化区域農地）

	提出書類	提出部数	備考
☐	届出書	1	届出書右上に捺印 電話番号等、連絡先を記入
☐	土地の登記事項証明書 （3ヶ月以内のもの）	1	現住所と登記事項証明書記載の住所が異なる場合は、戸籍の附票または住所移転の経過が証明できる住民票を添付
☐	公図 （3ヶ月以内のもの）	1	申請土地を表示する図面 ※隣接土地の所有者と地目を記載し、道路は赤色、水路は青色に着色すること
☐	案内図（位置図）	1	申請地の位置及び付近の状況を表示する地図 （住宅地図等）
☐	法人の登記事項証明書 又は定款・議事録	それぞれ 1	事業計画者が法人の場合のみ ※法人格を持たない団体等の場合は、規約等を添付
☐	農地法第18条の許可があったことを証する書面	1	届出にかかる農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につき農地法第18条の許可があったことを証する書面
☐	他法令の許認可書等	1	・都市計画法第29条の開発許可を受けた事を証する書面（5条届出のみ） ・墓地・埋葬に関する法律第10条の許可 等
☐	委任状	1	代理人が届出を行う場合

※上記は一般的な事例の場合であり、申請の内容により上記以外の書類の提出を求める場合があります。